

大阪港コンテナターミナル荷役機械脱炭素化促進事業実施要領

本実施要領の位置付け

本補助事業は、**大阪市補助金等交付規則**（平成18年大阪市規則第7号、以下「交付規則」という。）及び**大阪港コンテナターミナル荷役機械脱炭素化促進事業補助金交付要綱**（以下「交付要綱」という。）に基づいて実施しております。

本実施要領は、交付要綱に関し必要な事項を定めているほか、補助金の交付申請から補助金の交付までの手続きを詳しく説明しています。

事業者の皆様におかれましては、本実施要領だけでなく、**交付規則及び交付要綱**についても、必ずご確認のうえ申請手続きを行ってください。

1 目的

本補助事業は、大阪港コンテナターミナルにおける荷役機械（RTG及びストラドルキャリア）の水素燃料電池への換装が可能な低炭素型（ハイブリッド型）の導入を促進し、国土交通省が運用している「港湾のターミナルの脱炭素化の取組に関する認証制度」における認証取得又は認証更新をめざすとともに、CNP（カーボンニュートラルポート）形成を推進し、「ゼロカーボン おおさか」の実現に貢献することを目的に実施するものです。

2 補助内容

（1）対象事業者

大阪港内で稼働中の荷役機械（RTG及びストラドルキャリア）に関し、従来型（ディーゼル型）から低炭素型への改造等を実施する事業者

（2）対象事業

大阪港内の外貿貨物取扱ふ頭〔夢洲コンテナターミナル（C10～C12）、咲洲コンテナターミナル（C1～C4・C8～C9）、外貿多目的船・専用船ふ頭（C6～C7）〕で使用している荷役機械（RTG及びストラドルキャリア）であることに加え、令和10年3月17日（金）【**交付要綱第2条第1項の実実施要領で定める日付**】までに改造またはリプレースの実施を完了することを条件とします。

（3）対象経費

対象事業にかかる次のいずれかの経費とします。

（1）改造する場合

従来型（ディーゼル型）の荷役機械（RTG又はストラドルキャリア）を水素燃料電池への換装が可能な低炭素型（ハイブリッド型）に改造する際に必要となるエンジン購入費及び艀装費（附帯設備含む）

（2）リプレースする場合

従来型（ディーゼル型）の荷役機械（RTG又はストラドルキャリア）から水素燃料電池への換装が可能な低炭素型（ハイブリッド型）の荷役機械（RTG又はスト

ラドルキャリア) にリプレイス(注) する際に必要となる経費のうち、前号の改造に要する経費に相当するものとして市長が認める額

補助の対象となるリプレイスのパターンは次の4通りとします。

	(従来型)		(低炭素型)
パターン1	RTG	⇒	RTG
パターン2	ストラドルキャリア	⇒	ストラドルキャリア
パターン3	ストラドルキャリア	⇒	RTG
パターン4	RTG	⇒	ストラドルキャリア

(※) 上記以外のパターンのリプレイスは補助の対象にはなりません。

(※) RTGとは Rubber Tired Gantry Crane のことです。

(4) 補助金額

- 金額：対象経費の2分の1に相当する額
 (※) その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とします。
 (※) 消費税等相当額及び国等から交付決定またはなされる予定の補助額等は対象経費に含めないこととします。
- 補助金の限度額：1基あたり50,000千円

(計算例)(1) 改造の場合

項目	金額	備考
①本体価格(税抜)	100,000,000円	エンジン購入費及び艀装費(附帯設備のみ)
②①に対する消費税等相当額	10,000,000円	①×10%
③合計金額	110,000,000円	①+②
④国等の補助金	40,000,000円	エンジン購入費等に充当されている補助金
⑤補助の対象経費	60,000,000円	①-④
⑥補助金(交付申請額)	30,000,000円	⑤×1/2 (上限は50,000千円)

(計算例) (2) リプレイスの場合

項目	金額	備考
①本体価格 (税抜)	250,000,000 円	補助対象以外の経費含む
②①に対する消費税等相当額	25,000,000 円	①×10%
③合計金額	275,000,000 円	①+②
④①に占めるエンジン購入及び 艀装費等に相当する額	100,000,000 円	
⑤国等の補助金	100,000,000 円	①に対する国等の補助金
⑥④に占める国等の補助金に相 当する額	40,000,000 円	⑤×④/①
⑦補助の対象経費	60,000,000 円	④-⑥
⑧補助金 (交付申請額)	30,000,000 円	⑦×1/2 (上限は 50,000 千円)

※①及び④の金額について、交付申請時は見積書等に記載の金額を根拠とします

(5) 補助対象期間

交付決定日から令和 10 年 3 月 17 日 (金) まで

3 申請方法

(1) 提出書類

- ・大阪港コンテナターミナル荷役機械脱炭素化促進事業補助金交付申請書 (様式第 1 号)
- ・添付書類は以下のとおりとします。

- ①事業計画書
- ②収支予算書
- ③発注等見積書
- ④発注等見積内訳明細書
- ⑤発注等見積仕様書
- ⑥その他市長が必要と認める書類

※申請内容確認等のため、必要な書類の追加提出を求める場合があります。

※③～⑤の書類については、補助の対象経費 (エンジン購入費及び艀装費 (付帯設備含む)) がわかるように内訳等を明記してください。

※⑥の書類については、本補助事業において専ら自らの会社では使用しておらず、他の事業者にリースして使用させている荷役機械を対象とする場合は、リースにかかる契約書の写しを提出してください。

(2) 提出部数

各 1 部

(3) 申請書類の受付期間及び提出場所

期間：令和8年4月27日(月)～令和8年12月25日(金)(土、日、祝日を除く)
9:00～17:30(ただし12:15～13:00を除く)

【交付要綱第2条第4項及び第3条第1項の実施要領で定める受付期間】

※事業着手の30日前までにご提出ください。

場所：大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟10階
大阪港湾局企画部企画課(事務局)

電話：06-6615-7741

(4) 提出方法

申請書等の提出時に、申請内容についてのヒアリングを行いますので、事前に連絡・予約のうえ、上記提出場所まで申請書等を持参してください。なお、補助金交付予定額の合計が予算額に達した場合には、申請の受付を終了します。

①「予算」については、次のとおりとします。

項目	予算額又は限度額
令和8年度予算	0円
令和9年度債務負担行為限度額	500,000,000円

②申請が複数あった場合、予算の範囲内において先着順での受付とします。

先着順とは、申請書類の受付日(書類に記載の日付ではない)により判断します。
同日付での受付には着順はつけません。

③予算額に達する又は超過する場合、予算の範囲内で交付金額を決定します。

申請が同日付で複数あった場合は、予算の範囲内で交付申請額に応じて按分し、交付決定額を決定します。

按分の考え方は次のとおりとします。

(計算例) 2件の申請が同日付であり、予算を超過した場合

	①補助対象経費	②予算残額	③交付決定額	④按分率
事業者A	60,000,000円	30,000,000円	20,000,000円	33.333%
事業者B	30,000,000円		10,000,000円	33.333%

※④按分率を複数の申請間で同等にするものとします。

※1円単位以下の端数が生じた場合の処理については、大阪港湾局で決定します。

4 補助金交付対象事業の決定

(1) 補助金交付決定

(※) 補助金交付決定とは、本市の補助事業として認定されることを意味します。

提出された申請書に基づき、本市が補助金の交付を決定します。(以下「交付決定」という。)

補助金の交付の申請が到達した日の翌日から起算して 30 日以内に、交付決定した事業につきましては、書面で申請者あてに「大阪港コンテナターミナル荷役機械脱炭素化促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）」を送付します。交付決定しなかった場合につきましても、申請者あてに「大阪港コンテナターミナル荷役機械脱炭素化促進事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）」を送付します。

なお、申請者において交付決定の内容等に不服がある場合は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して 10 日以内に「大阪港コンテナターミナル荷役機械脱炭素化促進事業補助金交付申請取下書（様式第4号）」を提出し、申請の取り下げを行うことができます。

（2）事業計画の変更

交付決定後に事業計画を変更する必要がある場合、「大阪港コンテナターミナル荷役機械脱炭素化促進事業補助金変更承認申請書（様式第5号）」を速やかに提出してください。個別に事情をお伺いしたうえで、計画変更の可否を判断いたします。なお、交付決定金額及び補助事業の目的に変更がないものについては、軽微な変更とし、事業計画の変更を申請する必要はありません。

補助事業変更が適当と認める場合は、書面で申請者あてに「大阪港コンテナターミナル荷役機械脱炭素化促進事業補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式第7号）」を送付します。

（3）事業の中止又は廃止

交付決定後に事業を中止又は廃止する際には、速やかに「大阪港コンテナターミナル荷役機械脱炭素化促進事業補助金中止・廃止承認申請書（様式第6号）」を提出してください。

（4）事情変更による補助金交付決定の取り消し

交付決定後に本市の事情変更により特別の必要が生じた場合は、書面で申請者あてに「大阪港コンテナターミナル荷役機械脱炭素化促進事業補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式第7号）」を送付し、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更する場合があります。

5 補助金の交付

（1）実績報告書類の提出

＜提出書類＞

- ・大阪港コンテナターミナル荷役機械脱炭素化促進事業補助金実績報告書（様式第8号）
- ・添付書類は以下のとおりとします。
 - ①補助金の交付決定額とその精算額
 - ②収支決算書
 - ③補助事業の実績（補助事業の効果が検証できるもの）
 - ④補助事業にかかる納品書等完成図書の写し

⑤その他市長が必要と認める書類

※報告内容確認等のため、必要な書類の追加提出を求める場合があります。

※②の書類については、精算額の根拠が確認できる書類（補助事業者に対する納品書及び領収書等）を添付してください。それらをもとに、資金内訳（自己資金・補助金等）、補助事業等の費用内訳、補助対象経費、補助対象経費をもとに算出した補助金の額を記載した書類として「収支決算書」を提出してください。

※③の書類については、改造等を行う前の荷役機械の性能（使用実績等を根拠とする直近1年間のCO₂排出量の実績）と改造等を行った後の荷役機械の性能が確認できる書類の写しを添付してください。それらをもとにCO₂排出量の数値を比較し、CO₂排出量の削減量（単位：t-CO₂/年・基（小数第二位四捨五入））及び削減割合（単位：%（小数第二位四捨五入））を記載してください。

<提出方法>

期限：事業が完了した日（※）の翌日から起算して10日以内又は令和10年3月17日（金）【**交付要綱第11条第1項の実施要領で定める日付**】のいずれか早い日まで

（※）補助対象経費の支出が完了し、領収書等の支払いが完了したことがわかる書類が届いた日のことを指します。

方法：電子メールにより事務局あて送付（送付先：na0029@city.osaka.lg.jp）

（2）補助金の額の確定

提出された報告書等の書類の審査、領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、補助金の交付額を確定します。なお、交付額は、「大阪港コンテナターミナル荷役機械脱炭素化促進事業補助金額確定通知書（様式第9号）」により補助事業者あて通知します。

（3）補助金の請求

補助事業者は、所定の請求書（参考様式）に必要事項を記入し、事務局に提出してください。ただし、本市に請求できる期間は令和10年1月4日から同年4月28日まで【**交付要綱第6条の実施要領で定める期間**】とします。

（4）補助金の交付

補助金は、補助事業者から請求があった日から30日以内に交付します。ただし交付決定を取消した場合は、補助金は交付しません。

（5）補助金の取消し

補助金を交付した後、虚偽の申請・不正行為等が明らかになった場合は、「大阪港コンテナターミナル荷役機械脱炭素化促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第10号）」により交付決定を取り消します。

また、補助事業者名及び不正の内容を公表する場合があります。

(6) その他

- 補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めるときは、立会いによる実地の確認を実施する場合があります。
- 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類・帳簿類を5年間保存してください。

6 スケジュール（交付申請から補助金交付までの流れ）

（凡例）

大阪港湾局

事業者

令和8年4月27日（月）～
令和8年12月25日（金）

補助金の交付申請書類の提出

- ・大阪港コンテナターミナル荷役機械脱炭素化促進事業
補助金交付申請書
- ・事業計画書
- ・収支予算書
- ・発注等見積書
- ・発注等見積内訳明細書
- ・発注等見積仕様書
- ・その他市長が必要と認める書類

補助金交付決定通知

変更又は中止・廃止承認申請

変更又は中止・廃止承認通知

事業完了の翌日から起算して
10日以内又は令和10年3月
17日（金）のいずれか早い日
までに提出

実績報告書類の提出

- ・大阪港コンテナターミナル荷役機械脱炭素化促進事業
補助金実績報告書
- ・補助金の交付決定額とその精算額
- ・収支決算書
- ・補助事業の実績（補助事業の効果が検証できるもの）
- ・補助事業にかかる納品書等完成図書の写し
- ・その他市長が必要と認める書類

補助金額確定通知

令和10年1月4日（火）～
令和10年4月28日（金）

補助金交付請求

交付請求から30日以内

補助金の交付